

SAICM国内実施計画の進捗結果について(案)の報告

令和2年1月30日(木)

環境省環境保健部
環境安全課

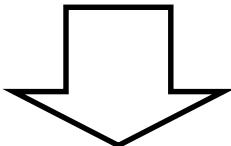
SAICM国内実施計画(平成24年9月策定)

【化学物質管理におけるこれまでの取組と課題】

- SAICMに沿った国際的な観点に立った化学物質管理の推進
 - 環境分野(環境基本計画、化審法、化管法など)、労働安全衛生、家庭用品の安全対策などそれぞれの分野における化学物質管理を実施
- 一方で、化学物質の安全性に対する国民の不安への対処、リスク評価・管理における各種取組の一層の連携・強化などが求められている。

様々な主体の関与（化学物質と環境に関する政策対話における議論）

国民各層の意見反映
(パブリックコメントの実施)



SAICM国内実施計画<包括的な化学物質に関する今後の戦略>策定

<策定主体:SAICM関係省庁連絡会議>

- 科学的なりスク評価の推進
- ライフサイクル全体のリスクの削減
- 未解明の問題への対応
- 安全・安心の一層の増進
- 国際協力・国際協調の推進
- 今後検討すべき課題

● 2015年のICCM4に先立ち、実施状況の点検と結果の公表

● ICCMにおける議論等に対応し、必要に応じて、国内実施計画を改定

WSSD2020年目標の達成へ

SAICM国内実施計画～6つの柱とその概要～

～6つの柱～ 具体的な取組事項

- (1)科学的なリスク評価の推進 (2)ライフサイクル全体のリスクの削減
- (3)未解明の問題への対応 (4)安全・安心の一層の促進
- (5)国際協力・国際協調の推進 (6)今後検討すべき課題

(1)科学的なリスク評価の推進

- リスク評価の効率的な推進と新たな手法の開発・実用化
-化審法・農取法・労安法に基づく取組の実施
-QSARやカテゴリアプローチの活用
-POPsや重金属等のモニタリングの実施
-環境目標値の設定、定量評価手法の高度化 等

(4)安全・安心の一層の促進

- 基盤としての各種のモニタリング等の継続した実施
-各種の環境調査・モニタリングの実施
-リスクコミュニケーションの一層の推進
-製品中の化学物質に係る取組の推進 等

(2)ライフサイクル全体のリスクの削減

- リスク評価の結果に基づくリスク低減措置の一層の推進
- 化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減
-化審法・農取法・労安法に基づく取組の実施
-環境への排出対策 - PRTR制度の運用
-製品のリサイクル又は廃棄段階等に関する取組
-事故等・災害時等の対応 等

(5)国際協力・国際協調の推進

- SAICMに沿った関係省庁が連携した国際的な観点に立った化学物質管理と国際的なSAICMの実施への貢献
-POPs条約に基づく取組の推進 - OECD等への参加
-エコチル調査に係る国際連携
-アジア地域との協力 等

(6)今後検討すべき課題

- 緊急性・社会的必要性を考慮しながら、「化学物質と環境に関する政策対話」での議論等も踏まえ、優先度をつけながら検討し、実施可能なものの速やかな実施
-SAICMの新規課題(e-waste、塗料中の鉛等)対応
-シックハウス問題への対応 -バイオサイド 等

(3)未解明の問題への対応

- 脆弱な集団や感受性の高い集団の影響に留意した取組
-エコチル調査 -内分泌かく乱作用への対応
-化学物質の複合影響に係る検討 -ナノ材料への対応

点検の全体概要（1/3）

■ 点検の背景と目的

- SAICM^(※1) 国内実施計画では、計画の点検と改訂について以下の通り規定。

SAICM国内実施計画（抜粋）

第4章 国内実施計画の実施状況の点検と改定

国内実施計画の実施状況については、2015年に開催予定のICCM^(※2) 4に先立って、関係省庁連絡会議において実施状況を点検し、結果を公表する。

また、ICCMにおけるSAICMの見直しや新規の課題に係る議論、国内の関連する計画の改定、その他環境の状況や社会経済の変化等に対応し、必要に応じて、関係省庁連絡会議において本国内実施計画を改定する。

国内実施計画の点検・改定に際しては、関係する各主体の意見を聴くとともにパブリックコメントを実施する。

※1.Strategic Approach to International Chemicals Management
(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)

※2.国際化学物質管理会議

■ 点検の進め方

- 平成24年9月の国内実施計画の策定から令和元年12月までに取り組まれた施策について、各主体（次項に記載）に対して環境省より点検作業の依頼を行い、各主体による作業結果をふまえて作成。
- 国及び地方公共団体はSAICMの重点項目（①科学的なリスク評価の推進、②ライフサイクル全体のリスクの削減、③未解明の問題への対応、④安全・安心の一層の推進、⑤国際協力・国際協調の推進）に沿って、また業界団体・労働団体・市民団体・消費者団体等はSAICMの重点項目に関連する各団体の取組について確認。

■ スケジュール

- 2019年11～12月：点検作業実施
- 2020年1月23日～2月12日：パブリックコメント
- 2020年2月28日：SAICM事務局へ提出

点検の全体概要（2/3）

■ 点検対象の各主体

国

【点検対象】

内閣府、外務省、農林水産省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、消費者庁

【SAICM国内実施計画において期待される役割】

研修機会の充実等を通じて、化学物質のリスク評価等を担う人材育成や各種の支援策を講じることにより、地方公共団体、国民、NGO/NPO、労働団体及び事業者による取組の基盤を整備するとともに、リスクの評価・管理を含めたリスク低減のための制度の構築・運用に取り組む。

国は、リスクコミュニケーションや様々な機会を通じた環境教育等、地域における取組を推進するための支援策や基盤整備を進める。また、SAICMにおいて、政策決定プロセスへの多様な主体の参加と透明性の確保が重要であるとの考え方方が示されていることを踏まえ、国民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体の対話の場を設け、意見交換・合意形成を推進する。

地方公共団体

【点検対象】

47都道府県、政令指定都市20市

【SAICM国内実施計画において期待される役割】

地域の状況に応じた法・条例の着実な施行等に加え、中小事業者も含めた事業者による化学物質管理の一層の促進、地域でのリスクコミュニケーションの推進等において重要な役割を果たすことが期待される。

点検の全体概要（3/3）

■ 点検対象の各主体

市民団体・消費者団体

【点検対象】

オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク、主婦連合会、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、日本生活協同組合連合会、有害化学物質削減ネットワーク

【SAICM国内実施計画において期待される役割】

国民は、表示等の情報媒体により、各主体からの化学物質のリスクに関する的確な情報の入手と理解に努め、消費者として、健康影響のおそれや環境負荷の少ない商品の選択や廃棄物の適正な処理等、自らの生活で使用する化学物質に関する健康へのリスクや環境負荷を低減し、リスクを回避するための行動につなげることが期待される。

NGO/NPOは、各主体に対して、化学物質のリスクに関する客観的でわかりやすい情報提供やアドバイス等、積極的な取組を自ら行うとともに、国民、事業者、行政等の各主体による活動のつなぎ手となることが期待される。

業界団体・労働団体

【点検対象】

日本化学工業協会、日本石鹼洗剤工業会、電機・電子4団体、日本自動車工業会、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）、日本労働組合総連合会

【SAICM国内実施計画において期待される役割】

労働者は、危険又は健康障害を生ずるおそれのある化学物質の製造又は取扱い等の作業に従事するに当たって、法規制を遵守するとともに、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力することが期待される。同時に、職場での危険や健康不安のおそれがある場合、事前に事業者と協議し災害を未然に防止するように努めていく。また、農薬を取り扱う農業者等は、農薬の使用に当たり、人畜に危険を及ぼさないようにすること等の責務を有しており、農薬を適正に使用する。

事業者は、製造、輸入、販売、使用、廃棄等を行う際に、関係法令を遵守するだけでなく、自主的な化学物質のリスクの評価・管理、情報提供、地域住民との対話等に取り組むことが期待される。特に、化学物質や製品を安全に使用するためには必要な健康及び環境への影響等に関する情報が、消費者も含めた関係者に入手可能となるよう、積極的に取り組むことが期待される。具体的には、法規制を遵守するとともに、行政と連携しつつ、レスポンシブル・ケア活動、JIPS、家庭用品における安全衛生自主基準の作成等の自主的な取組を引き続き推進することが期待される。

国による取組（1／5）

■ 重点検討項目①科学的なリスク評価の推進

結果概要

科学的なリスク評価を効率的に推進するため、現行の枠組みに基づきリスク評価を着実に推進するとともに、リスク評価に係る新たな手法の検討等を実施。以下の観点で関係行政機関の取組状況を確認。

- a) リスク評価の推進、目標値等の設定
- b) リスク評価の効率化などに向けた新たな手法の開発・活用

前回の中間点検からの主な進捗内容

【農薬に係るリスク評価の推進】（環境省、農林水産省）

- 登録基準の改正を実施（平成29年10月施行）
- 農薬取締法の一部を改正する法律により、令和2年度より農薬のリスク評価対象が、生活環境動植物へ拡大。

【職場における化学物質のリスク評価】（厚生労働省）

- 特定化学物質障害予防規則等の改正

【大気環境の常時監視】（環境省）

- 大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準を改正

【QSAR・トキシコゲノミクス等の開発・活用】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- 人健康に係る反復投与毒性予測システム（AI-SHIPS）を平成29年度から令和3年度の5年間にわたって実施。
- 有害性評価支援システム統合プラットフォーム（HESS）の開発。
- 蓄積性予測システム・分解性予測システムの活用等

【高次捕食動物に係る毒性試験法の高度化に向けた検討】（環境省）

- 化審法に基づく有害性調査指示の根拠となりうる予備的調査の実施

【生態毒性試験困難物質の試験法の検討】（環境省）

- ヨコエビを用いた試験法の確立と国際的な標準化を目指し、実験的検討を推進。

国による取組（2/5）

■ 重点検討項目②ライフサイクル全体のリスクの削減

結果概要

化学物質の製造・輸入・使用から排出、廃棄にいたるライフサイクル全般を通じて各種法令による規制や事業者による管理を促進し、過去に製造された有害化学物質や汚染土壌への対策、事故時の対応を推進。以下の観点で関係行政機関の取組状況を確認。

- a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の促進
- b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
- c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応
- d) 事故等への対応

前回の中間点検からの主な進捗内容

【化学物質審査規制法における規制の実施】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- 審査特例制度における全国数量上限の見直し、一般化学物質のうち毒性が強い化学物質の管理の強化（平成29年改正）

【農薬取締法における規制等の実施】（農林水産省、環境省）

- 農薬の安全性の再評価を行う制度の新規導入、農薬の安全性に関する審査を充実する等の措置（平成30年改正）

【代替フロン等4ガスの総合的排出抑制対策】（経済産業省、環境省）

- モントリオール議定書のキガリ改正採択をふまえたオゾン層保護法の改正（平成31年1月施行）、フロン排出抑制法の改正（令和元年改正）

【家庭用品規制法における取組】（厚生労働省）

- 化学的変化により容易にベンジジン等の24種類の特定芳香族アミンを生ずるアゾ化合物を新たに有害物質として指定（平成27年政令改正）、当該物質を含有する染料が使用されている家庭用品を指定（平成27年省令改正）

【水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく措置】（経済産業省、環境省）

- 水銀汚染防止法の施行（平成27年施行）

【廃棄物処理法等に基づく有害物質を含む廃棄物の適正処理】（環境省）

- 水銀廃棄物に関する取組、廃棄物処理制度における情報伝達に関する取組、感染性廃棄物に関する取組の実施

【土壤汚染対策法における取組】（環境省）

- 土壤汚染対策法の一部改正（平成29年改正）。一部改正をふまえ、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」「汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第4版）」を作成。

国による取組（3/5）

■ 重点検討項目③未解明の問題への対応

結果概要

化学物質の内分泌かく乱作用やナノ材料のもつリスクの評価手法の確立のための取組、子どもの健康と環境に関する調査（子どもの健康と環境に関する全国調査、これらを含めた新たな課題に関する調査・研究、関係する各主体による予防的な取組の実施促進を実施。

前回の中間点検からの主な進捗内容

【ナノ材料のリスク評価手法の検討】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- ナノ材料のリスク評価手法の確立と評価の実施

■ 重点検討項目④安全・安心の一層の推進

結果概要

国民の安全・安心の確保の基盤となる各種の環境モニタリングを実施・結果の公表を行うとともに、科学的なリスク情報等に基づくリスクコミュニケーション、製品に含まれる化学物質に関する情報の伝達のための取組を推進。以下の観点で関係行政機関の取組状況を確認。

- a) 安全・安心の基盤としての各種のモニタリング等の実施
- b) リスクコミュニケーションの一層の推進
- c) 製品中の化学物質に関する取組の実施

前回の中間点検からの主な進捗内容

【事業者によるGHSラベル・SDS等の活用促進】（厚生労働省、独立行政法人製品評価技術基盤機構）

- 労働安全衛生法施行令を改正し、労働安全衛生法に基づくラベル・SDSの義務対象物質を追加
- 化学物質管理の手法やGHS分類、ラベル・SDSの作成等の相談窓口を設置

国による取組（4/5）

■ 重点検討項目⑤国際協力・国際協調の推進

結果概要

OECD等の国際機関等における化学物質のリスク評価手法の開発、国際調和、及びデータの共有等の取組を推進。また、水俣病をはじめとする公害の教訓による我が国の化学物質対策に係る技術等を活かした、途上国等への情報発信・技術支援等の取組を実施。以下の観点で関係行政機関の取組状況を確認。

- a) 国際条約の遵守と条約に基づく国際的な活動への貢献
- b) 評価手法の開発・国際調和、データの共有等の促進
- c) SAICMに関する我が国からの情報発信、国際共同作業、技術支援等の促進

前回の中間点検からの主な進捗内容

【バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の連携強化に係る活動の推進】

（外務省、厚生労働省、経済産業省、環境省）

- バーゼル条約の規制対象に汚れたプラスチックを追加する改正が採択（本改正には我が国も共同提案に参加）

【水銀に関する水俣条約の実施推進】（内閣府、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

- 水銀に関する水俣条約実施のための取組「MOYAIイニシアティブ」の実施。

【化学物質審査規制法におけるOECD等の国際的な枠組みのもとでの評価手法の開発・国際調和、データの共有等】

（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- リスク評価手法の開発として、平成31年1月にQSARモデルの1つであるKATE2017正式版を公開。
- 化学物質の試験法等に関するOECDテストガイドライン及びOECD-GLP原則との国際調和等の取組

【高次捕食動物に係る毒性試験法の高度化に向けた検討】（環境省）（再掲）

【生態毒性試験困難物質の試験法の検討】（環境省）（再掲）

【水銀に関する取組】（環境省）

- 國際的な水銀測定・濃度予測の推進、UNEP水銀パートナーシップ等を通じた国際的な水銀対策の推進への貢献

国による取組（5/5）

■ 今後の課題

重点検討項目①科学的なリスク評価の推進

- 化審法に基づく一般化学物質等のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価を引き続き円滑に実施。
- 化学物質審査規制法については、平成29年の法改正の附則で施行後5年を経過した場合の見直しが規定。法施行の状況をふまえつつ、関係省庁が緊密に連携し、必要に応じて規定を検討。
- QSAR、トキシコゲノミクス等の新たな評価手法の開発・活用に関連し、海外で検討が進むAOPOも含めたOECDでの取組に積極的に参加。また、我が国においても、これら評価手法の開発・活用を精力的に推進。

重点検討項目②ライフサイクル全体のリスクの削減

- 化学物質によるリスク対策を関係主体間の緊密な連携の下、有機的に連携させつつ効果的かつ包括的に推進。
- PCB廃棄物の処理を一日も早く終わらせるため、引き続き届け出されていない機器の掘り起こし調査に係る都道府県市への支援、保管事業者等への普及啓発活動を推進。

重点検討項目③未解明の問題への対応

- 化学物質の内分泌かく乱作用については、開発途中となっている試験法についてできるだけ速やかに開発を完了させるとともに、リスク評価のための取組を加速化する。
- 化学物質の複合影響については、物質構造の類似性や、作用機序の同一性に着目しつつ、欧米の動向把握を進めながら行政対応の在り方について検討。
- ナノ材料については、環境中での測定手法について知見を深めるとともに、人健康及び生態系への影響をふまえた取扱のあり方について引き続き検討。
- 環境中の微量な化学物質による影響については、これまでに得られた知見を整理したうえで、疾患概念の整理、診断方法の確立について、実施可能性もふまえながら検討。

重点検討項目④安全・安心の一層の推進

- 化学物質と環境に関する政策対話を引き続き開催し、ステークホルダー間の合意形成及び国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指し、意見交換を実施。

重点検討項目⑤国際協力・国際協調の推進

- 水銀に関する水俣条約への対応として、国内において包括的な水銀対策を着実に推進。また、我が国の優れた水銀対策技術の海外展開を図り、水俣病経験国として世界の水銀対策の推進に貢献。

地方公共団体による取組（1/3）

■ 重点検討項目①科学的なリスク評価の推進

（1）化学物質に関するモニタリングの取組

- 都道府県ごとの条例（いわゆる上乗せ条例）等において、法令よりも厳しい排出基準の設定や規制物質の追加、敷地境界での基準の追加、水質保全目標の設定を実施。
- 内分泌かく乱物質やアスベスト、農薬、重金属、その他未規制物質等やマイクロプラスチックに付着したダイオキシン類等に関する自主的なモニタリングの実施。
- 各種気象データに基づく大気汚染の予測・各関係機関への情報提供システムや、大気汚染物質排出量とモニタリング結果の解析結果を市民向けに情報提供する総合的な情報共有・提供システムの整備。
- 県立学校における教室内のホルムアルデヒドの簡易測定や、相談者に対するホルムアルデヒド検出試験紙の提供、検知管を用いた室内濃度測定の実施。

（2）研究開発活動

- POPs等の環境汚染実態や、PM2.5等の越境汚染に関連し、近隣の自治体や韓国等と共同で分布特性調査を実施。
- 事故・災害時のリスク低減に関する研究（緊急時を想定した陣俗な分析法の開発、災害廃棄物対策に関する研究）の実施。
- 小型除草ロボットの改良や水稻有機栽培システムの確立による農薬使用量の低減に向けた研究。
- 海岸や河川に存在するマイクロプラスチックに付着したダイオキシン類の分析法開発。
- 合成樹脂や容器包装に含まれる化学物質のリスク評価に向けた試験法開発の事例。

地方公共団体による取組（2/3）

■ 重点検討項目②ライフサイクル全体のリスクの削減

（1）化学物質の適正管理に関する取組

- 地方公共団体ごとに条例や化学物質適正管理指針が策定。（中には、条例で定める事業者に対して、使用予定の条例で定めた特定有害物質の種類や使用期間を報告させる事例もある。）
- 条例によるPRTR制度の横出し・上乗せ（届出要件の拡大、取扱量の報告、対象物質の追加を義務付け、届出事業者に対して管理計画等の作成・報告を求める事例等）。
- ゴルフ場農薬適正使用指導要領等を定め、ゴルフ場での農薬の適正使用や水質検査、使用状況の報告を義務付ける事例。
- アスベスト対策として、条例によって吹き付け材の使用状況等の実施調査、建築物・工作物の解体工事を対象としたアスベスト飛散に関する規制の実施。
- シックハウス症候群の対策として、建築材料や換気設備等の指導、化学物質に関する県民の健康相談の対応、相談センター設置によるシックハウス対策の周知・講座、普及啓発、化学物質測定機関の紹介等の事例。
- 家庭用品について、試売試験による化学物質含有量の調査事例。

（2）化学物質管理における廃棄・資源循環に関する取組

- ダイオキシン類の発生抑制のため、事業場への指導、廃棄物発生量削減や焼却量削減、小規模施設の集約化等の取組が実施。
- 建築解体時におけるアスベスト対策の推進、廃棄物処理技術の開発等がなされている事例。

■ 重点検討項目③未解明の問題への対応

（1）地方公共団体における公共機関における取組

- 地方公共団体における研究機関における、ネオニコチノイド系殺虫剤、PM2.5の生成機構解明の研究、衛生動物の分布の把握、微量化学物質の分析技術の開発、他成分同時分析法の開発、重金属の河川中での形態分析、環境中に存在する医薬品等の分析法の開発・モニタリング実施（実施予定含む）・リスク評価等の実施。

（2）未解明の問題に対する周知・支援の取組

- 内分泌かく乱物質について、環境ホルモン問題研究会や情報交換会を立ち上げ、新たな科学的知見等の情報収集や対応方策の検討が実施。
- パンフレットによる化学物質過敏症に関する普及啓発、化学物質測定機関の紹介、化学物質過敏症の患者会の支援の実施。

地方公共団体による取組（3/3）

■ 重点検討項目④安全・安心の一層の推進

（1）情報公開・リスクコミュニケーションに関する取組

- 工場の見学会、事業者の取組活動の紹介、事業者へのアンケートやセミナー開催、チラシの配布、住民同士の意見交換会の開催、企業担当者向け研修会の開催、参考事例集やガイドブックの作成・配布、事業者によるリスクコミュニケーションの実施支援等。
- 事業者が作成した環境報告書を地方公共団体のホームページに掲載（環境報告書バンク）、条例に基づき事業者が報告した化学物質管理目標等を取りまとめて公表している事例。
- 大気汚染について、リアルタイムの汚染状況をホームページで発信するほか、PM2.5の注意喚起をTV、ラジオ、Webサイト、防災メール等の複数メディアを活用している事例。

（2）化学物質管理における普及啓発・人材育成に関する取組

- 事業者を対象に、普及啓発や教育のためのセミナーの実施、RoHS指令やREACHといった海外法規制への対応をはじめ、様々な環境分野の取組に対応できるための企業の環境技術者育成支援の取組が実施。
- 市民を対象に、環境問題への理解を深めてもらうための出前講座、環境コミュニケーション研修会等が開催。
- 高校生を対象としたリスクコミュニケーションに係る講演、小学生を対象とした環境実験教室のための講師派遣の取組。

（3）化学物質管理における防災安全に関する取組

- 独自の化学物質管理指針において、事故時の対応や報告の仕方等が定められている事例、事故・災害対応訓練の定期的な実施を求めている事例。
- 大規模な震災の発生に備えて、事業者の参考となる対策を取りまとめた「震災対策マニュアル」を作成し事業者に周知する取組。
- 災害時における化学物質のリスクを低減するために、非常時に速やかな対応が可能となる体制の構築や非常時の対応マニュアルの作成支援、一定規模以上の事業者に大規模災害に備えた環境リスク低減対策の届出等の取組を行っている事例。
- 過去の水質事故をふまえ、水質事故を防ぐために条例を改正し、水道水への影響が大きい化学物質の管理の適正化が推進されている事例。
- 化学物質による環境汚染と災害事故の防止を図るために、適切な化学物質管理に必要な化学物質の物性や毒性等の情報がパソコン通信で提供されている事例
- 災害時における化学物質の漏出防止や対応体制の整備について、事業者の働きかけや環境汚染の状況把握のために地域の分析機関等と災害時における化学物質等の調査の協定を結んでいる事例。

市民・消費者団体、NGO/NPOによる取組

オーフス条約を日本で実現する NGOネットワーク

- 勉強会の開催
- 環境民主主義指標による評価に参加
- 意見書等の提出
- パンフレット等の作成

主婦連合会

- 政府に対する申し入れ・要望
- 機関紙における情報発信
- 消費者アンケートの実施
- 学習会の開催
- 消費者からの相談受付、企業との懇談

ダイオキシン・環境ホルモン対策 国民会議

- 化学物質の人体への影響に関する講演会の開催
- ブックレット・パンフレットの作成
- 関係省庁へのヒアリングの実施
- 政策提言の実施

日本生活協同組合連合会

- 消費者への情報提供
 - インターネットを通じた情報提供
 - 地域でのリスクコミュニケーションの取り組み
- 国への意見提出・政策提言
 - パブリックコメントや政策提言の実施
 - 都道府県の食品安全基本計画等への意見提出
- 人材育成
- 組合員からの問合せに基づく商品表示等の改善

有害化学物質削減ネットワーク

- 市民セミナーの開催
- PRTR連続学習会
- 2020年目標に関する取組み

業界団体・労働団体による取組

日本化学工業協会

- レスponsブル・ケア活動
- 新たな化学物質管理の活動 (GPS/JIPS)
- JCIA BIGDr
- サプライチェーンでの化学物質管理活動
- Long-range Research Initiative
- 海洋プラスチック問題への取り組み
- SDGsに関わる活動

日本石鹼洗剤工業会

- 自主的な環境モニタリング
- リスク評価
- JCIA BIGDrでのリスク評価の公開
- 國際的な情報発信
- 製品安全図記号の導入
- 洗剤等の情報開示

電機・電子4団体

- 事業所化学物質管理キーパーソンの育成の推進
- 事業所リスク分析及び各国化学物質関連法規制の調査・分析

日本自動車工業会

- サプライチェーン環境情報伝達システム (IMDS) の利用
- REACH規則への対応方針の策定

アーティクルマネジメント 推進協議会(JAMP)

- 製品含有化学物質の情報伝達の取組

日本労働組合総連合会

- 化学物質管理を含む労働安全衛生水準の向上のための啓発と提言
- 化学物質管理とコンビナート保安・防災機能の強化

SAICM国内実施計画の点検結果の概要(1/2)

■ 取組状況の総括

- ICCMやOECD等における国際的な動向もふまえつつ、科学的なリスク評価及びライフサイクル全体でのリスクの削減を着実に進めていくために、化審法の改正や化管法の見直し等を行うとともに、より円滑に運用するための体制整備に努めてきた。さらに、予防的取組方法の考え方に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用やナノ材料の評価手法等の検討、環境中の化学物質による子どもの心身の健康への影響等の未解明の問題に係る取組を進めてきた。
- 関係主体間の緊密な連携の下、各法令（リスク評価に係るもの、リスク管理にかかるもの）に基づき、人健康・生態影響に関する様々な化学物質のリスク対策が着実に進められた。
- 国際協定への対応としては、ストックホルム条約、ロッテルダム条約、バーゼル条約等、SAICM国内実施計画に記載されている国際条約への貢献に加え、水銀に関する水俣条約の早期発効に尽力した。国内においては包括的な水銀対策を着実に実施し、海外に対しては我が国の優れた水銀対策技術の海外展開を図り、水俣病経験国として世界の水銀対策の推進に貢献した。
- 国以外の主体においても、各主体における自主的な取組事例や、各主体間連携による取組等、多くの独自の積極的な取組が確認された。

多様な主体・領域において、WSSD2020年目標の達成に向けた取組が網羅的かつ着実に実施してきた。こうした「総合的な取組の実施」は、我が国におけるSAICMに対する大きな取組成果である。

SAICM国内実施計画の点検結果の概要（2/2）

■ 今後の課題

- 各主体におけるSAICMの認知度が十分ではなかったと考えられる。今後も継続的・着実にSAICMの取組を推進するうえでは、**SAICMの具体的な内容や達成すべき目標を十分に認知させる必要**がある。
- さらに、次期枠組みの検討状況を踏まえつつ、2020年以降における我が国の化学物質管理のあり方についての**将来ビジョンを明確化**するとともに**達成すべき目標、そのためのマイルストーンを設定**し、各主体に十分に**周知・浸透させる**取組が必要がある。
- 今後の取組の加速化が期待される個別の課題としては、「未解明の問題への対応」があげられる。この課題については、新たな科学的知見もふまえつつ、**事後的な対応であってはならないとの考え方に基づき、引き続き着実に取組を推進させる必要**がある。
- また、近年大規模な自然災害が頻発しており、**災害・事故時における化学物質漏洩対策等の必要性**が高まっている。平時における災害・事故発生時の被害防止・被害拡大防止のための取組、災害対応時における迅速な対応、災害・事故発生後における追跡調査のあり方等について、**制度検討・取組強化**が必要である。
- 現在検討が進められている次期枠組みにおいては、「化学物質と廃棄物に関する適正管理」が強調されており、ライフサイクル全体での更なる取組推進のため、**廃棄段階とのインターフェースの強化**が必要である。